

令和3年 12月 22日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、その周知について協力依頼がありました。(別添1)

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第188号。以下「改正省令」という。)が令和3年12月1日に公布され、一部の規定(作業面の照度基準)を除き、同日から施行されております。併せて、事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)について、一部運用の見直しが行われました。本改正及び運用の見直しにつきましては、既に都道府県労働局長宛に指示されております。【別添2】

また、省令の改正に伴って変更される点は下記のとおりです。

貴会におかれましても、ご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 事務作業の区分が変更され、作業面の照度基準が引き上げられました。(令和4年12月1日施行)
- 新たに「独立個室型の便所」(男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便所により構成される便所)が法令で位置付けられました。
- 作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

(「厚生労働省作成リーフレット R3.12」【別添3】を、併せてご参照ください。)

以上

【厚生労働省・関連 web ページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)

- 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2021ken1\\_195.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2021ken1_195.pdf)

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID (日医刊行物送付番号) の 10 桁の数字 (半角で入力) です。

宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です (半角入力)

※事務局：地域医療 1 課 堀田 (TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875)